



平成 24 年 9 月 19 日

各 位

会社名 ソントン食品工業株式会社
代表者名 代表取締役社長 石川 紳一郎
(コード番号 2898 東証第二部)
問合せ先 常務取締役管理本部長 塩村 智彦
(. 03 - 5976 - 5731)

親会社及び主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ

今般、平成24年9月25日付けで、当社の親会社及び主要株主である筆頭株主に異動が生じることとなりますので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 異動が生じる経緯

株式会社ダイショー（以下「ダイショー」といいます。）は、平成24年8月3日に、当社普通株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を行う旨を公表いたしました。

本公開買付けは、平成24年8月6日から平成24年9月18日まで実施され、本日、ダイショーより本公開買付けの結果について、当社の普通株式14,918,440株の応募があった旨の報告を受けました。この結果、平成24年9月25日（本公開買付けの決済の開始日）付でダイショーの当社の総株主の議決権に対する所有割合が50%超となるため、ダイショーは、新たに当社の親会社及び主要株主である筆頭株主に該当することとなります。

また、当社の主要株主であり筆頭株主である有限会社紳興商会は、その所有する当社普通株式の全てについて本公開買付けに応募した結果、当社の主要株主である筆頭株主に該当しないこととなります。

2. 異動する株主の概要

(1) 新たに親会社及び主要株主である筆頭株主に該当することとなる株主の概要

(1) 名 称	株式会社ダイショー (Daisho Limited)
(2) 所 在 地	東京都渋谷区千駄ヶ谷三丁目53番12号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 石川 紳一郎
(4) 事 業 内 容	当社の株券等の取得及び保有すること等
(5) 資 本 金	50万円
(6) 設 立 年 月 日	平成 24 年 7 月 17 日

(7) 大株主及び持株比率	株式会社イシカワ商事		100%
(8) 上場会社と当該株主の関係	資本関係	当社とダイショーの間には、記載すべき資本関係はありません。なお、ダイショーの完全親会社である株式会社イシカワ商事は、平成24年3月31日現在の当社の発行済株式総数から平成24年3月31日現在の当社の保有する自己株式数を除いた株式数の5.74%(950,000株)を保有しております。	
	人的関係	ダイショーの代表取締役である石川紳一郎は、当社の代表取締役社長を兼務しております。	
	取引関係	該当事項はありません。	

(2) 主要株主である筆頭株主に該当しなくなる株主の概要

(1) 名 称	有限会社紳興商会
(2) 所在地	東京都文京区千石四丁目39番17号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 石川 紳一郎
(4) 事業内容	1.不動産賃貸業、2.航空機リース業、3.損害保険代理店業務、4.有価証券の投資及び運用、5.前各号に付帯する一切の業務
(5) 資本金	9,900万円

3. 異動前後における当該株主の所有する議決権の数及び所有割合

(1) ダイショー株式会社

	属性	議決権の数(議決権所有割合)		
		直接所有分	合算対象分	合計
異動前		0個 (0.00%)	個 (%)	0個 (0.00%)
異動後	親会社	14,918個 (90.77%)	個 (%)	14,918個 (90.77%)

(2) 有限会社紳興商会

	議決権の数 (所有株式数)	議決権所有割合	大株主順位
異動前 (平成24年3月31日現在)	2,797個 (2,797,500株)	17.02%	第1位
異動後	0個 (0株)	0.00%	

(注1) 異動前及び異動後の議決権所有割合は、当社が平成24年6月29日に提出した第65期有価

証券報告書に記載された平成24年3月31日現在の総株主の議決権の数(16,435個)を分母として計算しております。

(注2)異動前及び異動後の議決権所有割合は、小数点以下第三位を四捨五入しております。

4. 異動予定年月日

平成24年9月25日(本公開買付けの決済の開始日)

5. 今後の見通し

ダイショーは、本公開買付けにより当社の発行済株式の全て(ただし、当社の保有する自己株式及び株式会社イシカワ商事(以下「イシカワ商事」といいます。))の保有する当社普通株式(以下「非応募対象株式」といいます。イシカワ商事が、非応募対象株式に相当する別個の種類の本社株式を保有するに至った場合には、当該別個の種類の本社株式を指すものとします。以下同じです。)を除きます。)を取得することができなかったことから、平成24年8月3日付「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」に記載のとおり、当社に対し、以下の方法により、当社の発行済株式の全て(ただし、当社の保有する自己株式及び非応募対象株式を除きます。)を取得するための手続を実施することを要請する予定とのことです。

具体的には、本公開買付けの成立後、ダイショーは、当社の定款の一部を変更して、当社において普通株式とは別個の種類の本社株式を発行できるようにすることで、当社を会社法の規定する種類株式発行会社とすること、当社の定款の一部を変更して、当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項を付すこと、及び当社の当該全部取得条項が付された普通株式の全て(ただし、当社の保有する自己株式を除きます。)を取得し、当該取得と引換えに別個の種類の本社株式を交付すること(ただし、当該別個の種類の本社株式について上場申請は行わない予定です。)を付議議案に含む当社の臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)を、当社に開催させる予定です。

また、かかる手続の実行に際して、本臨時株主総会において上記の付議議案に対するご承認をいただき、上記に係る定款の一部変更の効力が発生しますと、当社は会社法の規定する種類株式発行会社となりますが、上記に係る定款の一部変更の効力を生じさせるためには、会社法第111条第2項第1号に基づき、本臨時株主総会の上記の付議議案に係る決議に加えて、株式の内容として全部取得条項が付されることとなる普通株式を保有する株主の皆様を構成員とする種類株主総会(以下「本種類株主総会」といいます。)の決議が必要となるため、ダイショーは、当社に、本臨時株主総会の開催日と同日に、上記に係る定款の一部変更を付議議案に含む本種類株主総会を開催させる予定です。

上記各手続が実行された場合には、当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項が付された上で、その全て(ただし、当社の保有する自己株式を除きます。)が当社に取得されることとなり、当社の株主(ただし、当社を除きます。)の皆様には当該取得の対価として別個の種類の本社株式が交付されることとなりますが、当社の株主の皆様のうち交付されるべき当該別個の種類の本社株式の数が1株に満たない端数となる株主の皆様に対しては、会社法第234条その他関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数(合計数に端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。)に相当する当該別個の種類の本社株式を売却すること等によって得られる金銭が交付されることとなります。なお、当該端数の合計数に相当する当該別個の種類の本社株式の売却の結果、当該各株主の皆様に対して交付されることになる金銭の額については、本公開買付けにおける普通株式1株当たりの買付価格に当該各株主の皆様が保有していた当社普通株式の数を乗じた価格と同一となるよう算

定される予定です。また、全部取得条項が付された普通株式の取得の対価として交付する当社株式の種類及び数は、本日現在未定ですが、ダイショーは、当社の保有する自己株式及び非応募対象株式を除く当社の発行済株式の全てをダイショー（又はダイショー及びイシカワ商事）が保有することとなるよう、ダイショー及びイシカワ商事以外の、本公開買付けに応募されなかった当社株式の株主の皆様に対し交付しなければならない当社株式の数が1株に満たない端数となるよう、当社に決定させる予定とのことです。

ダイショーは、平成24年11月を目処に本臨時株主総会及び本種類株主総会が開催され、本臨時株主総会及び本種類株主総会の決議後実務上合理的に可能な範囲内で速やかに本完全支配化手続を完了させることを予定しているとのことです。

上記各手続に関連する少数株主の権利保護を目的としたものと考えられる会社法上の規定として、上記の全部取得条項が付された普通株式の全部取得が本臨時株主総会において決議された場合には、会社法第172条その他関係法令の定めに従って、株主は、裁判所に対し、その有する株式の取得の価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められています。この方法による1株当たりの取得価格は、最終的には裁判所が判断することになります。なお、上記の定款変更に関連して、会社法第116条及び第117条その他の関係法令の定めに従い、株主はその有する株式の買取請求を行うことができ、裁判所に買取価格の決定を求める申立てを行うことができる旨が定められておりますが、全部取得条項による取得の効力が生じたときは、会社法第117条第2項の買取価格決定の申立て適格を欠くと判断される可能性があります。

また、上記方法については、本公開買付け後のダイショー及びイシカワ商事の株券等所有割合、ダイショー及びイシカワ商事以外の当社株式の株主の皆様が当社株式の保有状況又は関連法令についての当局の解釈等の状況などによっては、実施に時間を要し、又は実施の方法若しくは有無に変更が生じる可能性があります。ただし、上記方法を変更する場合でも、ダイショーは、ダイショー及びイシカワ商事以外（又はダイショー以外）の、本公開買付けに応募されなかった当社株式の株主の皆様に対して、最終的に金銭を交付する方法により、ダイショーが当社の発行済株式の全て（ただし、当社の保有する自己株式及び非応募対象株式（上記状況などによっては当社の保有する自己株式のみ）を除きます。）を保有することを予定しております。この場合における当該当社株式の株主の皆様が交付する金銭の額についても、本公開買付けにおける普通株式1株当たりの買付価格に当該各株主の皆様が保有していた当社普通株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定される予定です。以上の場合における具体的な手続については、ダイショーと協議のうえ、決定次第、速やかに公表いたします。

ダイショーは、上記各手続の実行後、平成25年4月を目途に、本合併（ダイショーと当社との間の吸収合併）を行うことを予定しているとのことです。

当社は、本臨時株主総会及び本種類株主総会において議決権を行使することができる株主を確定するため、平成24年9月30日（ただし、当日は株主名簿管理人休業日のため、実質上は平成24年9月28日）を基準日と定め、平成24年9月14日付で基準日設定公告を行っております（平成24年9月7日付「臨時株主総会及び普通株主による種類株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ」をご参照ください。）。上記のとおり、本臨時株主総会及び本種類株主総会の開催は平成24年11月を予定しており、開催日及び開催場所、並びに付議議案の詳細等につきましては、決定次第改めてお知らせいたします。

当社普通株式は、本日現在、東京証券取引所市場第二部に上場されておりますが、ダイショーは、上記のとおり、ダイショー（又はダイショー及びイシカワ商事）が当社の発行済株式の全て（ただ

し、当社の保有する自己株式及び非応募対象株式を除きます。)を取得することを企図しておりますので、その場合には、当社普通株式は、上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となります。なお、当社普通株式が上場廃止となった場合は、当社普通株式を東京証券取引所において取引することはできなくなります。

6．開示対象となる非上場の親会社等の変更の有無等

今回の異動により、ダイショーは当社の非上場の親会社等として開示対象となります。

以 上